13	平成22年11月12日	第143期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年９月第２四半期四半期報告書）	平成22年７月１日～平成22年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が128,255百万円であるところを180,482百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
14	平成23年２月14日	第143期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年12月第３四半期四半期報告書）	平成22年10月１日～平成22年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が109,488百万円であるところを160,173百万円と記載	・投資有価証券の過大計上 ・のれんの過大計上 等
15	平成23年６月29日	第143期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年３月期有価証券報告書）	平成22年４月１日～平成23年３月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が115,589百万円であるところを166,836百万円と記載	のれんの過大計上 等
16	平成23年８月11日	第144期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が101,751百万円であるところを151,147百万円と記載	のれんの過大計上 等

㈱　金額は百万円未満四捨五入である。

【課徴金額】　１億9,181万9,994円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年４月13日

課徴金納付命令日　　平成24年７月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

また、本件に関しては、金融商品取引等の公正を害する悪質な行為について、刑事上の責任追及を行うため、告発を行うとともに、金商法に基づく開示制度の下で、正確な企業情報を遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供するため、勧告を行っている。(なお、罰金の確定裁判があるときは、課徴金額は、その額から罰金の額を控除した額に調整されることとなる。(金商法第185条の８第６項))

②　スリープログループ株式会社に係る四半期報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年５月25日

【勧告の対象となった違反事実】

スリープログループ株式会社は、関東財務局長に対し、投資有価証券評価損の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成22年６月14日	第34期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年４月第２四半期四半期報告書）	平成21年11月１日～平成22年４月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が50百万円であるところを119百万円と記載	投資有価証券評価損の過少計上等
2	平成22年９月17日	第34期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年７月第３四半期四半期報告書）	平成21年11月１日～平成22年７月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が35百万円であるところを169百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上等
3	平成23年２月28日	第34期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成22年４月第２四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成21年11月１日～平成22年４月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が50百万円であるところを131百万円と記載	投資有価証券評価損の過少計上等
4	平成23年２月28日	第34期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書の訂正報告書（平成22年７月第３四半期四半期報告書の訂正報告書）	平成21年11月１日～平成22年７月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が35百万円であるところを174百万円と記載	・投資有価証券評価損の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】　600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年５月25日

課徴金納付命令日　　平成24年６月11日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③　RHインシグノ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年５月25日

【勧告の対象となった違反事実】

RHインシグノ株式会社は、北海道財務局長に対し、のれんの過大計上による損失の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成21年11月16日	第51期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲274百万円であるところを▲７百万円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等
2	平成22年２月12日	第51期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲253百万円であるところを▲113千円と記載	のれんの過大計上による損失の過少計上等